

議第30号

無鄰菴条例の一部を改正する条例の制定について

無鄰菴条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

無鄰菴条例の一部を改正する条例

無鄰菴条例の一部を次のように改正する。

第3条中「者」の右に「(学齢に達しない者を除く。)」を加え、「350円」を「400円」に改める。

第4条中「母屋」の右に「の2階」を加える。

第11条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(特別の設備)

第9条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

区 分	使 用 料		
	午 前	午 後	全 日
母 屋 の 2 階	3,000円	3,500円	5,000円
茶 室			

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは正午から午後5時までを、

「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

- 2 開園時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

入園料及び使用料の適正化を図る必要があるので提案する。